

議案第 6 号

瑞穂町職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例及び瑞穂町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例

上記の議案を提出する。

令和 8 年 2 月 2 7 日

提出者 瑞穂町長 山 崎 栄

(提案理由)

生理休暇の名称を変更する等の必要があるため、本案を提出する。

瑞穂町職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例及び瑞穂町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例

(瑞穂町職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例の一部改正)

第 1 条 瑞穂町職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例（平成 2 2 年条例第 1 3 号）の一部を次のように改正する。

第 1 8 条第 1 項中「生理休暇」を「健康管理休暇」に改める。

(瑞穂町職員の給与に関する条例の一部改正)

第 2 条 瑞穂町職員の給与に関する条例（昭和 2 6 年条例第 3 号）の一部を次のように改正する。

第 1 1 条中「特別休暇」の次に「(健康管理休暇にあつては、規則で定める日数を限度とする。)」を加える。

附 則

この条例は、令和8年4月1日から施行する。

第1条による改正

瑞穂町職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例 新旧対照表

新	旧
<p>第1条から第17条 略 (特別休暇)</p> <p>第18条 任命権者は、職員が選挙権の行使、結婚、出産、交通機関の事故その他の特別の事由により、勤務しないことが相当である場合における休暇(以下「特別休暇」という。)として、公民権行使等休暇、出頭休暇、出生サポート休暇、妊娠出産休暇、妊娠症状対応休暇、早期流産休暇、母子保健健診休暇、妊婦通勤時間、育児時間、出産支援休暇、育児参加休暇、子どもの看護等休暇、<u>健康管理休暇</u>、慶弔休暇、災害休暇、事故休暇、夏季休暇、長期勤続休暇、骨髄液提供休暇、ボランティア休暇及び短期の介護休暇を承認するものとする。</p> <p>2 略</p> <p>第19条から第22条 略</p> <p style="text-align: center;"><u>附 則</u></p> <p><u>この条例は、令和8年4月1日から施行する。</u></p>	<p>第1条から第17条 略 (特別休暇)</p> <p>第18条 任命権者は、職員が選挙権の行使、結婚、出産、交通機関の事故その他の特別の事由により、勤務しないことが相当である場合における休暇(以下「特別休暇」という。)として、公民権行使等休暇、出頭休暇、出生サポート休暇、妊娠出産休暇、妊娠症状対応休暇、早期流産休暇、母子保健健診休暇、妊婦通勤時間、育児時間、出産支援休暇、育児参加休暇、子どもの看護等休暇、<u>生理休暇</u>、慶弔休暇、災害休暇、事故休暇、夏季休暇、長期勤続休暇、骨髄液提供休暇、ボランティア休暇及び短期の介護休暇を承認するものとする。</p> <p>2 略</p> <p>第19条から第22条 略</p>

第2条による改正

瑞穂町職員の給与に関する条例 新旧対照表

新	旧
<p>第1条から第10条の2 略 (給与の減額)</p> <p>第11条 職員が勤務しないときは、勤務時間条例第12条第1項に規定する超勤代休時間及び休日(勤務時間条例第13条及び第14条の規定による休日並びに勤務時間条例第15条第1項の規定により指定された代休日をいう。以下同じ。)である場合、勤務時間条例第16条から第18条までに規定する年次有給休暇、病気休暇及び特別休暇(健康管理休暇にあつては、規則で定める日数を限度とする。)を承認され勤務しなかった場合並びにその勤務しないこと及び給与の減額を免除することにつき任命権者の承認があつた場合を除き、その勤務しない1時間につき第15条に規定する勤務1時間当たりの給料等の額の合計額を減額した給与を支給する。</p> <p>第12条から第23条 略</p> <p>別表第1から別表第4 略</p> <p style="text-align: center;">附 則</p> <p><u>この条例は、令和8年4月1日から施行する。</u></p>	<p>第1条から第10条の2 略 (給与の減額)</p> <p>第11条 職員が勤務しないときは、勤務時間条例第12条第1項に規定する超勤代休時間及び休日(勤務時間条例第13条及び第14条の規定による休日並びに勤務時間条例第15条第1項の規定により指定された代休日をいう。以下同じ。)である場合、勤務時間条例第16条から第18条までに規定する年次有給休暇、病気休暇及び特別休暇_____</p> <p>_____を承認され勤務しなかった場合並びにその勤務しないこと及び給与の減額を免除することにつき任命権者の承認があつた場合を除き、その勤務しない1時間につき第15条に規定する勤務1時間当たりの給料等の額の合計額を減額した給与を支給する。</p> <p>第12条から第23条 略</p> <p>別表第1から別表第4 略</p>